

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
5月7日（金）	危機管理政策課	088-621-2713	永戸・土井

第52回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第52回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年5月7日（金）18:20～18:45
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事、副知事、政策監、警察本部長、各部局長など計19名
- 4 協議概要：「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について

■危機管理環境部からの報告

- 緊急事態宣言等の発令および対処方針の変更について
 - ・緊急事態宣言等の対象期間、区域の変更について説明。
 - ・本県の対処方針について、必要に応じて変更する。
- 感染防止対策の延長について
 - ・飲食店に対する営業時間短縮要請について、期間の再延長を検討する必要がある。
 - ・徳島市内の大規模集客施設に類する県有施設について、20時以降休館とすることを検討する必要がある。

■保健福祉部からの報告

- 現在の感染者の状況等について
 - ・資料により本県の感染者の状況等について説明。

■知事から次のとおり指示

- ・今回、国から、徳島県は感染状況が好転しており、県独自の対策で感染の抑え込みもできていることから、現時点での「まん延防止等重点措置」の適用を見送るとの回答を受けた。
- 飲食店に対する「営業時間短縮要請」の延長・県有施設の「営業時間短縮」について
 - ・飲食店への時短要請を5月11日までとしているところであるが、緊急事態宣言等が「5月31日まで延長」されたことや、関西からの人の往来、変異株の猛威に鑑み、飲食店に対し、時短要請を「5月31日まで延長」する旨を丁寧に説明し、重ねてのご理解・ご協力を求めていること。
 - ・県による取り組みとして、本来ならば「まん延防止等重点措置」適用と共に時間短縮を行うこととしていた、徳島市内の「1000㎡以上の大規模集客施設に類する県立施設」についても、「5月31日」までの間、「20時以降」を「原則休館」とすること。
- 県内事業者や県民の皆様へのお願いについて
 - ・「緊急事態宣言」の対象となっているエリア等との行き来については、慎重に判断していただくようお願いしていくこと。
 - ・県庁において、全体の5割がテレワークを行うことを目指して推進しているところであるが、事業者の皆様にもテレワークの推進をお願いしていくこと。
 - ・本日の国の分科会において話のあった、県が独自に実施するモニタリング検査を行政検査として、国の財政措置を求める提言を、5月10日に予定している全国知事会に向けて取りまとめておくこと。